

# 佐賀県公用車広告募集要領

## 1 募集する広告媒体

県が指定する公用車の車体 詳細は別紙「佐賀県公用車広告事業対象車両一覧」のとおり

## 2 広告の表示位置等

- (1) 表示位置 車体の前後左右の4面  
\*車体の両側面ドア2枚を標準とする。
- (2) 表示期間 平成22年4月1日以降、月単位で広告主が希望する期間。  
\*開始月の初日が土日、祝日の場合は直近の開庁日から。
- (3) その他 広告物の作成、取付、補修、撤去は広告主の負担で行う。  
広告主は必要に応じて広告物を変更することができる。  
広告主は掲出する広告内容について事前に県の審査を受けること。  
広告には、次の事項を明記すること。  
(ア) 広告主の名称及び連絡先  
(イ) **広告** の表示(サイズ:縦5cm×横8cm以上)

## 3 広告物の規格

- (1) 素材 …… フィルムシート、シール又はマグネットで再剥離が可能なもの。  
なお、車体への塗装は行わない。  
(注) 広告素材は広告主で作成してください。
- (2) サイズ …… 35cm×60cm×2枚を標準とする。  
\*車両のサイズ等により多少誤差が生じる場合があります。

## 4 広告の募集方法等

- (1) 募集方法 …… 先着順
- (2) 募集単位 …… 1カ月
- (3) 広告掲出料 …… **3,150円**/台・月(消費税及び地方消費税を含む。)  
\*連続する12月以上で申込の場合は、上記料金によらず、次の割引料金を適用します。  
**2,625円**/台・月(消費税及び地方消費税を含む。)
- (4) 申込方法 …… 平成22年3月12日(金)正午から受付けます。佐賀県公用車広告掲出申込書に必要事項を記入し、総務事務センターあて提出してください。
- (5) その他 …… この公用車広告は広告主への直接販売を行うものであり、広告代理店には販売しません。

## 5 広告主の選考方法

申込書は先着順で随時受け付け、申込書に基づき審査会において、「佐賀県有料広告掲載要綱」、「佐賀県有料広告掲載基準」に適合すると判断した方に決定します。同一車両に対し、同日中に複数の申込があったときは、長期間の掲載を希望された方を優先します。応募期間に差がない場合は、くじにより決定いたします。なお、広告主の最終決定権は佐賀県が有しています。

《広告掲載基準の抜粋》 \*詳しくは、佐賀県有料広告掲載基準をご覧ください。

**【広告主になれない者】**

- ・自己又は自社の役員等が、暴力団又は暴力団員と関係を有している者  
(なお、確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。)
- ・民事再生法・会社更生法等手続中で広告を見た者に損害を与えるおそれのある者
- ・法令等に違反して事業を行っている者
- ・行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- ・県税を滞納している者
- ・その他公用車広告の広告主としてふさわしくない者

**【掲出できない広告内容】**

- ・広告内容が法令等に違反しているもの又は違反していないことが明確でないもの
- ・広告内容が公序良俗に反しているもの又はそのおそれがあるもの
- ・広告内容に政治性があるもの
- ・広告内容に宗教性があるもの
- ・広告内容が社会問題についての主義主張であるもの
- ・責任の所在、広告の内容が不明確であるもの
- ・広告内容に誇大な表現又は虚偽の内容が含まれているもの
- ・その他公用車広告として広告内容がふさわしくないもの

**6 広告料の納付**

広告掲出料は、年度単位で、広告掲出月前の県が指定する日までに一括して全額納付していただきます。〔納付期限は、おおむね掲出開始日の10日前です。〕

ただし、その年度の広告掲出開始月が4月となる場合、納付期限は4月の県が指定する日までとなります。

**7 提出先・お問い合わせ先**

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59  
佐賀県 出納局 総務事務センター（県庁本館1階）  
TEL：0952-25-7194 FAX：0952-25-7280  
E-Mail：soumuji mu@pref.saga.lg.jp